

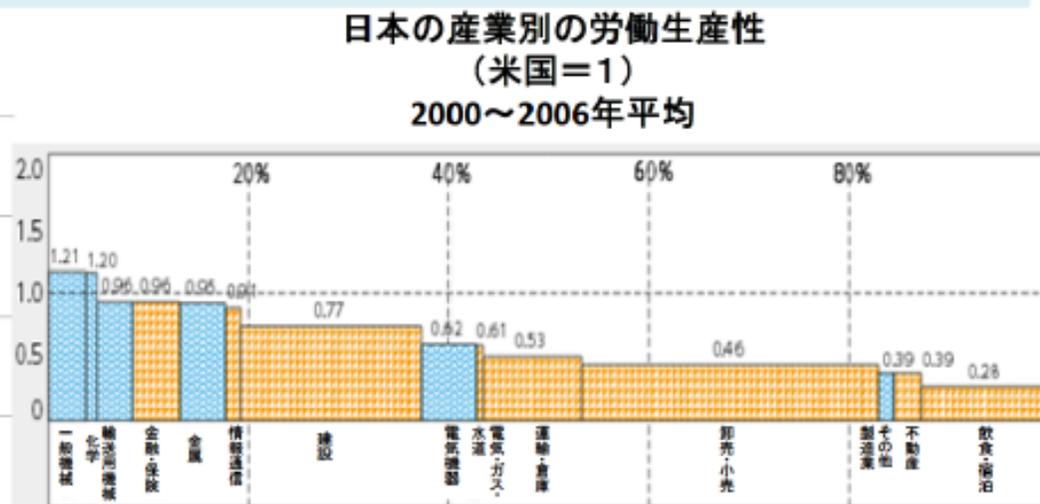
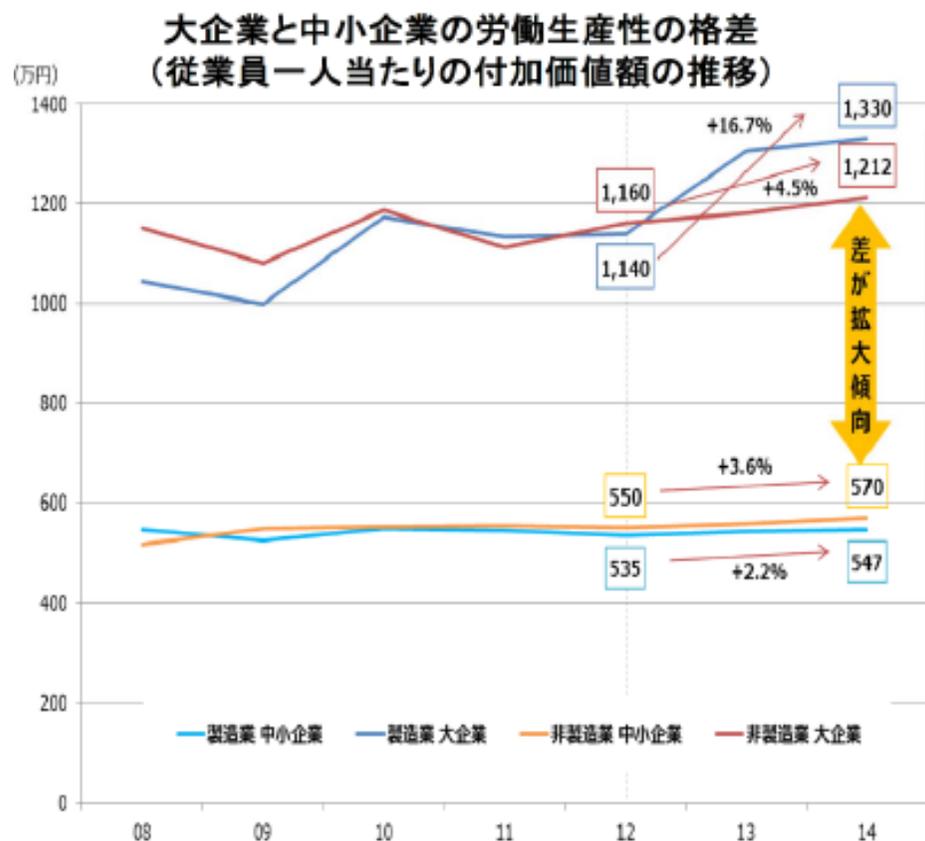
中小企業等経営強化法に基づく 「経営力向上計画」について



平成29年6月
内閣府沖縄総合事務局
経済産業部中小企業課

1. 中小企業等経営強化法とは

- 人口減少・少子高齢化の進展に伴う労働力人口の減少や国際競争の激化等、中小企業・小規模事業者、中堅企業(以下「中小企業・小規模事業者等」という。)を取り巻く事業環境は厳しい状況にある。
- 中小企業・小規模事業者等の生産性向上を支援することにより、海外展開も含め、将来の成長・発展のための経営強化（「稼ぐ力」の強化）を図ることが必要。



(出典)GGDC(Groningen Growth and Development Center)より
厚生労働省労働政策担当参事官室作成

2. 生産性向上のために必要となること

労働生産性 =

$$\frac{\text{付加価値額（営業利益 + 人件費 + 減価償却費）}}{\text{労働投入量（労働者数又は労働者数 × 1人当たりの年間就業時間）}}$$

生産性向上のためには、付加価値額の増加が必要。

付加価値額とは、営業利益、人件費、減価償却費の合計を想定

- 営業利益 → 本業で収益を出せる体質にすること
例：経営管理、新商品開発、マーケティング・販路開拓
- 人件費 → 高い付加価値が出せるよう人材確保・人材投資を進めること
例：人材の定着・育成
- 減価償却費 → 設備投資やIT投資を進めること
例：設備の老朽化対策、IT利活用

中小企業等経営強化法に基づく「経営力向上計画」とは

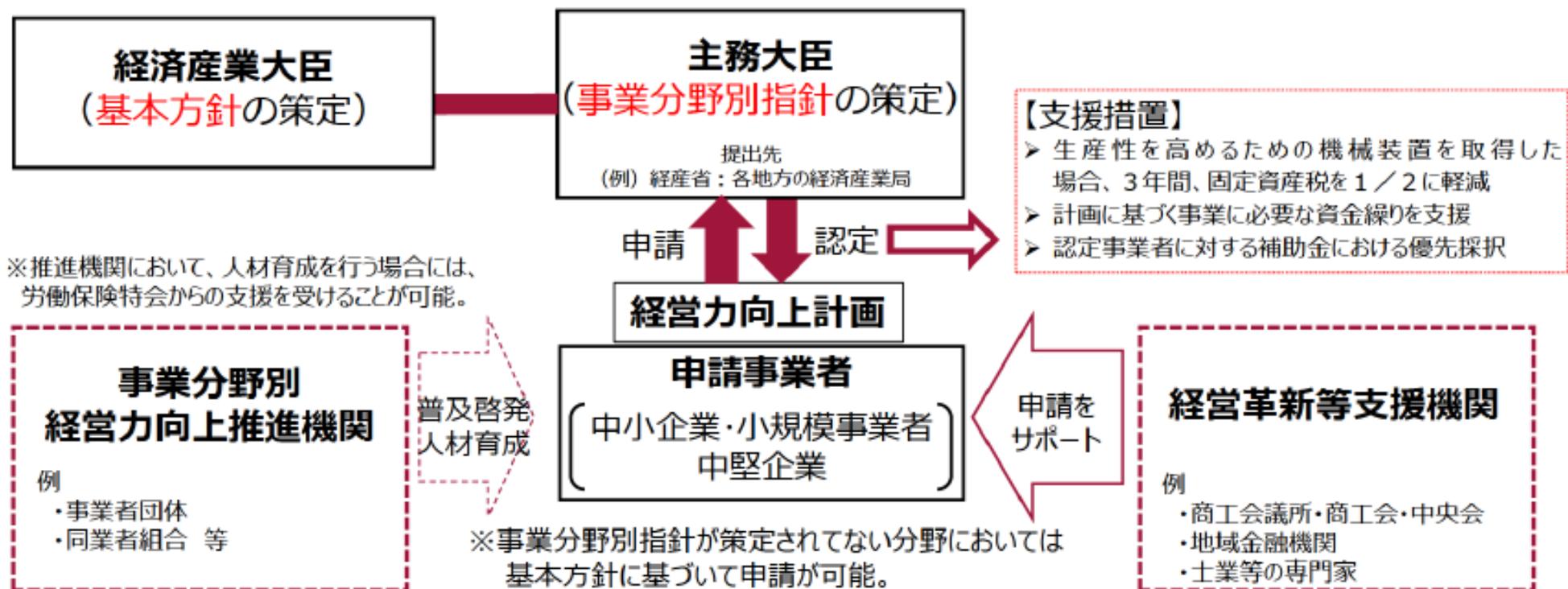
人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や、設備投資等により、事業者の生産性を向上させるための計画。

自社の強み・弱みや経営状況、労働生産性などの目標、それに向けた取組を記載（様式はたった2枚）。

3. 中小企業等経営強化法のスキーム

○中小企業・小規模事業者等による経営力向上に係る取組の支援

中小企業・小規模事業者等は、事業分野別指針に沿って、顧客データの分析を通じた商品・サービスの見直し、ITを活用した財務管理の高度化、人材育成等により経営力を向上して実施する事業計画「経営力向上計画」について、国の認定を受けることができる。



経営力向上計画 認定によるメリット

税制優遇

金融支援

補助金の
審査加点

設備の種類 (価額要件)	機械装置 (160万円以上)	ソフトウェア (70万円以上)	器具備品・工具 (30万円以上)	建物附属設備 (60万円以上)
支援措置	地方税	【固定資産税の特例】 3年間半分に軽減 〔生産性が年平均 1%以上向上〕		地域・業種を限定した上で 拡充 (平成29年4月1日～)
	国税	【中小企業経営強化税制】 即時償却又は税額控除10% (※7%) 生産性向上設備 (A類型) 生産性が年平均1%以上向上 収益力強化設備 (B類型) 投資利益率5%以上のパッケージ投資		拡充 (平成29年4月1日～)
		【中小企業投資促進税制(中促)】 30%特別償却又は税額控除7% ※ 30%特別償却のみ適用		【商業・サービス業活性化税制】 30%特別償却又は税額控除7% ※ 30%特別償却のみ適用

 を付した部分は、経営力向上計画の認定が必要
 ※ を付した部分は、資本金3,000万円超1億円以下の法人の場合

- 沖縄振興開発金融公庫による低利融資
2億7千万円を限度に特別利率③(0.3%~0.9%(5月末現在))
- 信用保証協会による信用保証の枠の拡大

- H28年度補正 革新的ものづくり・商業・サービス補助金
事務局：沖縄県中小企業団体中央会
- H28年度補正 サービス等生産性向上IT導入支援補助金
事務局：一般社団法人サービスデザイン推進協議会
- H29年度 エネルギー使用合理化等事業者支援補助金
事務局：一般社団法人環境共創イニシアティブ
- H29年度 事業承継補助金
事務局：創業・事業承継補助金事務局

4. 経営力向上計画の認定状況

- 平成28年7月1日に施行した中小企業等経営強化法では、「経営力向上計画」の認定を受けた中小企業・小規模事業者に対して、機械装置の取得に関する固定資産税の軽減や資金繰り等の支援を措置。
- 平成29年4月30日現在、19,284件を認定（経済産業省:14,234件、国土交通省:1,684件、農林水産省：1,554件、厚生労働省：1,120件、国税庁：194件等）

<認定事業者の内訳（19,284件）>

(業種別)

- 製造業：13,595件
- 卸・小売業：1,018件
- 建設業：1,199件
- サービス業(他に分類されないもの)：479件
- 医療、福祉業：962件
- 電気・ガス・熱供給・水道業：438件
- 情報通信業：395件
- 学術研究、専門・技術サービス業：373件
- 生活関連サービス業、娯楽業：224件
- 宿泊業、飲食サービス業：179件
- 不動産業、物品賃貸業：87件
- 農業・林業：112件
- 運輸業、郵便業：134件
- 鉱業、採石業、砂利採取業：37件
- 教育、学習支援業：41件
- 複合サービス事業：1件
- 金融業、保険業：2件
- 漁業：8件

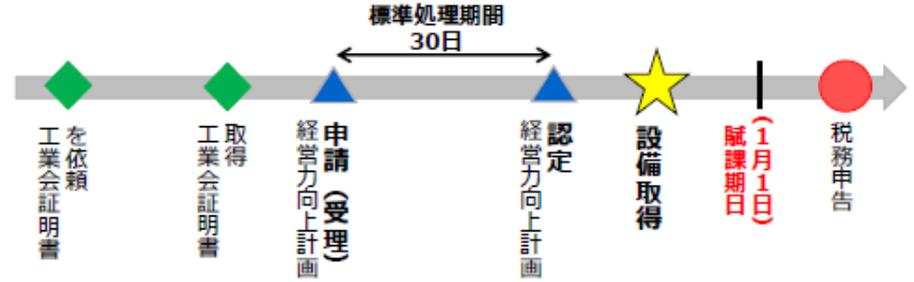
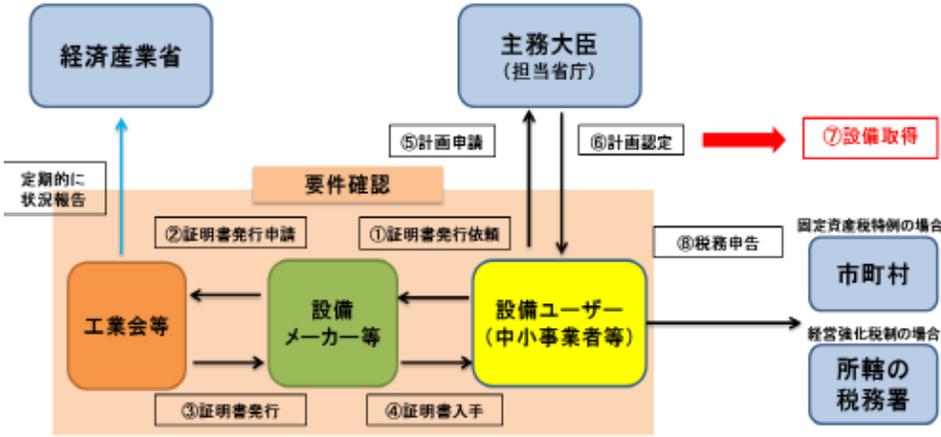
(地域別)

- 北海道：470件
- 東北：780件
-青森:64件 -岩手:76件 -宮城:112件-秋田:76件 -山形:301件 -福島:151件
- 関東：7,210件
-茨城:387件 -栃木:303件 -群馬:418件 -埼玉:714件 -千葉:412件
-東京:2,035件 -神奈川:882件 -新潟:458件 -山梨:96件 -長野:583件 -静岡:922件
- 中部：3,069件
-富山:294件 -石川:279件 -岐阜:475件 -愛知:1,728件 -三重:293件
- 近畿：4,146件
-福井:171件 -滋賀:220件 -京都:445件 -大阪:1,957件 -兵庫:1,000件
-奈良:184件 -和歌山:169件
- 中国：1,203件
-鳥取:77件 -島根:64件 -岡山:330件 -広島:513件 -山口:219件
- 四国：704件
-徳島:125件 -香川:239件 -愛媛:238件 -高知:102件
- 九州・沖縄：1,702件
-福岡:619件 -佐賀:104件 -長崎:151件 -熊本:226件 -大分:202件
-宮崎:165件 -鹿児島:149件 -**沖縄:86件**

5. 申請手続き

固定資産税の特例を受ける場合の手続き

※中小企業強化税制A類型も同じ証明書で適用できます



申請書は沖縄総合事務局HPからダウンロード↓

【経営力向上計画 申請書類】

- ①申請書 (原本) ← たった2枚!
- ②申請書 (写し)
- ③チェックシート
- ④返信用封筒
- ⑤工業会証明書 (税制措置の適用を受ける場合)

6. 申請様式の記載方法

(別紙)
経営力向上計画

1 名称等
 事業者の氏名又は名称 株式会社METI
 代表者名(事業者が法人の場合) 代表取締役 中小 太郎
 資本金又は出資の額 2000万円
 常時使用する従業員の数 100人
 法人番号 ××××××××××××××

2 事業分野と事業分野別指針名
 事業分野 $\left. \begin{array}{l} 24 \text{ 金属製品製造業} \\ 2451 \text{ アルミニウム・同合金プ} \\ \text{レス製品製造業} \\ \text{器・複合部品製造業} \end{array} \right\} \text{事業分野別指針名} \left[\begin{array}{l} \text{製造業に係る経営力向上に} \\ \text{関する指針} \end{array} \right]$

3 実施時期
平成 29 年 4 月～平成 32 年 3 月

4 現状認識

① 自社の事業概要	金属板の板金加工業及びそれを用いた機械装置組み立てを行う。事業分野別指針における規模は中規模に該当。
② 自社の商品・サービスが対象とする顧客・市場の動向、競合の動向	従来は板金パーツの加工のみに専念する企業であったが、付加価値向上のため機械装置組み立て業へ事業をシフトし、機械設計の受注拡大に取り組んでいる。主要顧客は大手部品メーカーのA社を中心に30社程であり、機械設計の需要増加に伴い取引先数も増えている。 当社の強みは、他社にできない顧客の要望を実現する技術力である。弱みは、現場を任せられることができる若手職員が定着しないことから、熟練工から中堅職員への技能承継が進んでいない点である。競合は板金加工業者のB社であり、当社に比べ品質は劣るものの低価格・短納期での製造を行っている。
③ 自社の経営状況	売上は27年度5,300,000千円、28年度5,420,000千円と増加している一方で営業利益については27年度85,000千円、28年度80,000千円と減少している。原因として、①設備更新をしておらず、一部工程について主要取引先の要望に対応しきれないこと、②熟練工員が定年退職を迎えており適切な工程設計ができる人員が減っていること、③多台持ちができる若手工員が少なく多台持ち工程を熟練工に頼らざるを得ないこと等の理由があげられる。以上から、労働生産性((営業利益+人件費+減価償却費)/労働者数)が低くなっていると考えられる。

5 経営力向上の目標及び経営力向上による経営の向上の程度を示す指標

指標の種類	A現状(数値)	B計画終了時の目標(数値)	伸び率((B-A)/A)(%)
労働生産性	6,930千円	7,000千円	1%

6 経営力向上の内容

事業分野別指針の該当箇所	実施事項 (具体的な取組を記載)	新事業活動への該当 (該当する場合は○)
ア ハ(2)	【暗黙知の形式知化】定年退職後の熟練工員を技術指導員として再雇用し、技術・加工の指導を行う。また、熟練工員の技能を反映した業務マニュアルを作成、暗黙知を形式知化し工程設計の担当者に共有する。さらに生産管理に知見のある技術者を中途採用し、工程設計の担当者と同様にノウハウを共有し技術の早期承継を図る。	
イ イ(1)	【多能工化及び機械の多台持ちの推進】地域の高専・専門学校向けの説明会や、インターンシップの受け入れを積極的に行う。また、商工会議所等の支援機関が行う、新入社員向けの基礎研修や入社後のフォローアップ研修等、外部機関の研修も積極的に活用し、人手不足の解消と人材の定着を図る。新人教育担当の職員として、現在多台持ちで作業を行う中堅職員を教育担当として配属し、自分の作業の教育・引き継ぎを行う事で多台持ちの推進を図る。	
ウ ホ(1)	【設備投資】主要取引先A社と共同で新規商品開発を行い、A社の助言の基、生産体制を構築するための生産ラインの合理化と設備の更新を行う。これに伴い、現在保有しているパンチングマシンのうち旧機種(一機種3台)をパンチ・レーザ複合マシンへ(一機種2台)と更新する。この機械は、旧機種では対応できなかった成形等の後工程についても対応可能であるため、工程が統合でき、時間あたり生産性が向上する。また、生産管理システムを導入して各製造設備と連動させる。さらに検査工程の自動化のために導入する検査装置とも連動させることで、生産ライン全体を一元管理する。生産ラインのネットワーク化は当社が初めて行う取組であり、新事業活動に該当する。	○

7 経営力向上を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

実施事項	使途・用途	資金調達方法	金額(千円)
ア・イ	技術指導員人件費・採用費用	自己資金	10,000
ウ	経営力向上設備購入費	融資	25,000

8 経営力向上設備等の種類

実施事項	取得年月	利用を想定している支援措置	設備等の名称/型式	所在地
1 ウ	H29.5	国・ <u>国A</u> ・国B	パンチ・レーザ複合マシン/METI001	●●県××市
2 ウ	H29.8	国・国A・ <u>国B</u>	生産管理システム/SME002	●●県××市
3 ウ	H29.10	国・国A・ <u>国B</u>	検査装置/SME003	●●県××市

設備等の種類	単価(千円)	数量	金額(千円)	証明書等の文書番号等
1 機械装置	5,000	2	10,000	123456
2 ソフトウエア	5,000	1	5,000	20170523 中生投第○号
3 器具備品	10,000	1	10,000	20170523 中生投第○号

設備等の種類別小計	設備等の種類	数量	金額(千円)
小計	機械装置	2	10,000
	器具備品	1	10,000
	工具	0	0
	建物附属設備	0	0
	ソフトウェア	1	5,000
合計		4	25,000

7. 申請窓口

担当窓口	問い合わせ先	事業分野
沖縄総合事務局 経済産業部中小企業課	098-866-1755	製造業、卸・小売
沖縄総合事務局 開発建設部建設産業・地方整備課	098-866-1910	建設業、不動産業
沖縄総合事務局 農林水産部食料産業課	098-866-1673	製造業（食料品、飲料）、卸・小売（食料品、飲料）、外食・中食
沖縄総合事務局 運輸部陸上交通課	098-866-1836	貨物自動車運送事業
沖縄総合事務局 運輸部企画室	098-866-1812	旅館業
沖縄総合事務局 運輸部車両安全課	098-866-1837	製造業（鉄道車両・同部分品）、自動車整備業
沖縄国税事務所 間税課	098-867-3601	製造業（酒類）、卸・小売（酒類）
沖縄総合通信事務所 情報通信課	098-865-2302 098-865-2307	有線テレビジョン放送業、電気通信分野

事業分野や申請先がわからない場合は、中小企業課までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

沖縄総合事務局経済産業部中小企業課 鶴見、宮里

TEL：098-866-1755

メールアドレス：okinawa-keieiryoku@meti.go.jp

経営力向上計画→→

